

府政防第 1211 号
消防災第 108 号
令和 8 年 6 月 29 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（生活環境担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用
及び個別避難計画の作成・活用について（通知）

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況を把握するため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について（照会）」（令和 8 年 4 月 3 日付け府政防第 483 号、消防災第 37 号）において報告を依頼し、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」（以下「調査結果」という。）を取りまとめました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、名簿情報の提供・活用、個別避難計画の作成・活用が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 避難行動要支援者名簿関係

（1）避難行動要支援者名簿への掲載対象者について

避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の対象者について」（別添 1）のとおり、災害時に自力避難が困難な要配慮者が対象であることから、名簿に掲載すべき者であるか否かについては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府、令和 3 年 5 月改定）※等を踏まえ、要件を設定したうえで、要配慮者ごとに個人としての避難能力や避難支援の必要性を総合的に勘案して判断すること。

また、名簿への掲載にあたり、本人同意は不要であることに留意すること。

ただし、平時からの避難支援等関係者への情報提供にあたっては、条例に特別の定めがある場合を除き、本人等同意が必要であること。

※避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月改定、令和 7 年 6 月更新）【第 I 部～第 IV 部】：

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/shishin_r7.pdf

(2) 避難行動要支援者名簿の更新について

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、市町村においては、定期的の実態を把握するとともに、名簿情報を最新の状態に保つため、名簿の更新サイクルの見直しや、更新に向けた手続きの改善に係る検討に取り組むこと。

(3) 平時からの名簿情報の提供・活用の推進について

名簿情報は、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、災害の発生に備え、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供するとされている。このため、平時から名簿情報を外部提供していない市町村（調査結果では99団体）においては、地域の実情に応じ、外部提供への本人同意の取得や本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報の事前提供を進めること。この点、個別避難計画についても併せて対応すること。

2 個別避難計画関係

(1) 自己点検について

各市町村が作成している各種計画※等で定めた取組内容や目標値、また、取組の現況を踏まえ、「個別避難計画の取組に関する自己チェックシート」（別添2）などを活用して定期的に個別避難計画に係る取組の内容や進捗状況について自己点検すること。

※各種計画：総合計画、基本計画、実施計画、年次計画、強靱化地域計画、地域防災計画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る全体計画、地域福祉計画、老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）、障害者計画、障害福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画、部局の目標やマネジメントシート など

(2) 市町村における個別避難計画の作成促進について

今回調査において個別避難計画未作成の市町村は全国で解消されたところであるが、今回調査時点の個別避難計画の作成率が1%以下、あるいは前回調査から今回調査までに個別避難計画を作成した人数が0人等、僅少である市町村は、継続的な取組が組織におけるノウハウの継承につながることから、避難行動要支援者に対して個別避難計画作成の同意に関する連絡を実施し、同意を得た避難行動要支援者については、各市町村において想定される災害を踏まえ、ただちに個別避難計画を作成すること。

(3) 避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の動機付けについて

避難行動要支援者に対し、個別避難計画に関して、各避難行動要支援者に対して個別に最初の連絡をする際には、自宅の災害リスクや最寄りの避難所を伝えるなど、災害を自分ごととして捉えて、避難について考える手がかりとなることに役立つ情報を当該連絡の中で付言等して、避難に前向きになってもらうことにつなげること。

(4) 本人・地域記入の個別避難計画について

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者名簿に記載等されている者に個別避難計画が作成されるよう、必要に応じて家族等の助けを得て本人が記入すること（いわゆるセルフプラン的なもの）などに取り組むこと。

この場合、本人・地域記入を作成に向けた1次的なスクリーニングとして、作成が進まない場合に市町村が主体となり作成するという段階的な取組となるが、全く問題ない。

(5) 避難訓練を実施する際の留意事項について

避難訓練は、個別避難計画を作成した後に実効性の確保を図ることを目的に実施するほか、避難訓練を踏まえて計画を作成する手法もあることに留意すること。

避難先に移動すること（経路を確認すること）など避難訓練の内容を絞ることや、名称を親しみやすいものとし、地域の関係者と一緒に関心しながら避難行動を確認できる「ひなんさんぽ」などの手法があることに留意すること。

なお、避難行動要支援者に関する避難訓練については、総合防災訓練大綱^{*}において、言及があるので参照して実施すること。

※総合防災訓練大綱：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/sougou.html>

(6) 市町村に対する支援について

都道府県においては、災害対策基本法第4条第1項の規定の趣旨を踏まえ、個別避難計画の作成に取り組む市町村を支援すること。その際、「令和6年度個別避難計画作成モデル事業報告書（抜粋）」

（別添3）を参照して取り組まれない。市町村に対する支援にあたり、都道府県においては、作成の進捗状況を対面等で確認し、必要に応じて助言等を行い、市町村の取組を支援すること。

(7) 発災後の検証の実施について

避難行動要支援者の避難の実効性を高めるために、実際に災害が発生した場合には、市町村において個別避難計画の活用状況等に係る事後検証を積極的に行うこと。その際、市町村は避難行動要支援者本人や避難支援等実施者その他の避難支援等関係者へのヒアリング等の実施を検討するとともに、都道府県は必要に応じて、市町村による事後検証の実施に協力すること。

(8) 個別避難計画の作成と避難行動要支援者名簿への記載等について

個別避難計画を作成する場合、避難行動要支援者名簿に記載又は記録されていることが前提となるため、個別避難計画の作成が必要な者が避難行動要支援者名簿に記載又は記録することが可能となっていることを確認すること。その際、

- ・難病患者、小児慢性特定疾病患者、医療的ケア児者
- ・聴覚や視覚に障害がある身体障害者
- ・身体障害者補助犬を同伴する身体障害者
- ・インスリン製剤など使用を中断すると生命に危険が及ぶ薬剤を必要とする者

が避難行動要支援者名簿に記載又は記録する避難行動要支援者にあたり得るものであることに留意すること。

(9) 避難支援等関係者となる者について

平時に、本人等の同意を得て名簿情報及び個別避難計画情報を提供することができる避難支援等関係者については、地域防災計画にて定めることとしているが、当該情報提供は円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことから、地域の実情に即して適切な避難支援等関係者（例：法定団体以

外に、地域包括支援センター、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等の在宅医療機関、障害者団体など）を定めること。

(10) 個別避難計画に係る業務の効率化について

今後、個別避難計画作成の取組を進めた場合、個別避難計画を作成する件数が増加するとともに、更新も必要となることから、避難行動要支援者に係る事務の増大が見込まれる。その際、民間事業者等が開発したシステムの活用その他の業務の効率化について検討するとともに、避難行動要支援者名簿を発災後に被災者台帳として活用し、災害ケースマネジメントを実施する基盤データとすることも併せて検討すること。

3 個別避難計画の作成促進等に向けた支援策等

(1) 個別避難計画活用・作成促進事業について

従来実施していた個別避難計画作成モデル事業の後継として令和8年度に実施する個別避難計画活用・作成促進事業では、都道府県による市町村支援の枠組みにおいて、個別避難計画の更なる作成促進に加えて、避難訓練等を活用した個別避難計画の実効性向上を図ることとしており、18 都道府県を採択したところである。得られた成果については「都道府県個別避難計画推進会議」などの場を通じて、逐次成果の共有を図る予定である。

また、内閣府防災情報のページに過去のモデル事業のページを設けていることから、他の団体事例を参照されたいときは活用されたい。

令和3年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

令和4年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r4modeljigyo.html>

令和5年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r5modeljigyo.html>

令和6年度 <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r6modeljigyo.html>

(2) 手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和6年11月追補）について

個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きするところ、このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、過去のモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考としてお示ししている。

PDF 版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/2506_hinan.pdf

PPT 版

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/2506_hinan.pptx

(3) 財政措置（普通交付税）について

「令和7年度消防庁補正予算、令和8年度消防庁予算案及び令和8年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」（令和8年1月30日付け消防庁事務連絡）で周知しているとおり、市町村における個別避難計画の作成経費について、普通交付税措置を講じている。

(4) 防災分野における個人情報について

自治体等が災害対応や、平時の災害準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無く、個人情報の取扱いを明確なものとするため、自治体へのアンケート調査やヒアリングを基に個人情報の取扱いの判断に迷う事例について取りまとめ、それぞれの事例において、個人情報保護法等の解釈に基づき、自治体が留意すべき内容を整理することで、個人情報の取扱いを判断する際に参照できる指針として令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が作成された。この指針、概要資料、研修動画などについては、内閣府防災情報のページ※等を通じて広く関係者に提供されていることから参照されたい。

また、「被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について（周知）」（令和8年4月2日付け内閣府事務連絡）において、被災されたそれぞれの方の状況に応じて切れ目のない支援を実施する観点から、戸別訪問等のアウトリーチを行うに当たって、平時も含め、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に掲載された情報を活用することが有効である旨、またその場合の個人情報の取扱いの整理について周知していることから、併せて参照されたい。

※内閣府防災情報のページ：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/kojinjyoho/shishin.html>

<問合せ先>

避難行動要支援者名簿の調査に関すること：消防庁国民保護・防災部防災課
森谷課長補佐、田崎係長、田道事務官
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535 E-mail：bousaichousei@soumu.go.jp

個別避難計画の調査に関すること：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）付
末崎参事官補佐、河野主査、赤川事務官
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3502-6820 E-mail：y-hinan.k4n@cao.go.jp